

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和3年4月8日に提起した保険年金課において収納課職員が保険年金課職員の代理行為として行った「国民健康保険短期被保険者証」の交付に係る行為及び市民税滞納による「国民健康保険短期被保険者証」の不交付に係る処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 令和3年2月8日に保険年金課から審査請求人に、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期保険証」という。）の更新手続きの案内が通知され、同年2月12日に審査請求人が保険年金課窓口に来所した。
- 2 審査請求人には国民健康保険税及び市民税の滞納があったことから、収納課職員が納税相談を行うことになり、納税相談後に収納課職員から審査請求人に短期保険証が交付される行為があった。
- 3 審査請求人は「収納課職員が私の短期保険証を手元に置き、市民税の滞納について話を始め、いくら何でもおかしい話だと思い席を立った。」と主張し、処分庁は「同席していた保険年金課職員から審査請求人に渡し、その後保険年金課職員は席を外し、収納課職員と審査請求人で話をしたが、審査請求人は短期保険証の受け取りを拒否し帰られた。」と主張しており、結果として審査請求人は短期保険証を受け取らず帰られた。
- 4 審査請求人は、令和3年4月8日付けで「保険年金課において収納課職員が保険年金課職員の代理行為として行った短期保険証の交付に係る行為及び市民税滞納による短期保険証の不交付に係る処分」について、審査庁に対し審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本年2月に保険年金課から通知があり、短期保険証の更新にあたり窓口に来るようにとの内容であった。通知を持参し保険年金課の窓口に行くと、2階収納課の窓口へ行くよう案内された。通知には保険年金課の窓口へ来るよう記載されているのになぜかと尋ねると、保険年金課の窓口には収納課職員が現れ、市民税の滞納があり、まずその完済方法について話がしたいと言われた。

短期保険証の更新のために市役所に来たのであって、市民税の滞納について話をしにきたのではないと言うが、収納課職員は頑強に市民税の滞納解消の話から始めると意味不明であった。たまらず、あなたでは話にならないので上司を呼んで欲しいと言うも、自分が対応するとの一点張りであった。

保険年金課からの通知を見ても、市民税のことなどどこにも書いてないにもかかわらず、再度市民税の滞納について話を始めた。

本日の趣旨と違うのではないかとと言うと収納課職員は、支払いの意思が無いと言うことで差し押さえのために財産調査を始めると言う。場所は国民健康保険の窓口である。地方税法の市民税と、国民健康保険法は別物であると言っても聞いてくれず、短期保険証を渡してくれない。

私は支払いの意思が有るか無いかではなく、ここは国民健康保険の窓口であると言うが、既に口頭で私の財産調査を国民健康保険の窓口で始める始末であった。

最後は収納課職員が私の短期保険証を手元に置き、市民税の滞納について話を始め、いくら何でもおかしい話だと思い席を立った。

人事課で関係法令例規集により収納課の仕事の範囲を確認したところ、明らかに今回の収納課の職員の行動は例規集に反している。

収納課職員が短期保険証の交付など出来る訳がないのである。

2 処分庁の主張

(1) 保険年金課の主張

国民健康保険税を1年以上滞納した場合に発行する、有効期間が短い短期保険証を審査請求人に交付するにあたり、納税相談のため市役所へ来庁していただくよう通知を発送した。

審査請求人が2月12日に納税相談のために窓口に来所したため、収納課担当者に連絡し、収納課で納税相談を行うこととした。審査請求人に2階の収納課へ案内すると「保険年金課に来るように通知にあるのに収納課へ行くのはおかしい。」と言われたため、収納課職員に保険年金課窓口に来てもらい納税相談を行った。

収納課職員と審査請求人がしばらく相談した後、審査請求人から国保担当を出すよう言われたため、保険年金課職員が同席した。審査請求人から「国保納税相

談なのに収納課職員が先に市民税の滞納の話をしたのはおかしい。」と言われた。

国民健康保険税の支払いについて審査請求人は、「収入がないため払えない。」と主張し、収納課職員が「払う意思がないということですね。」と確認すると、審査請求人は「払う意思がないとは、お金があっても払わないように聞こえる。」と強く主張した。

納税相談が終わったため、収納課職員が短期保険証を審査請求人に渡そうとするが、審査請求人は「収納課職員が渡すのはおかしい。」と受け取らなかったため、同席していた保険年金課職員から審査請求人に渡した。

その後保険年金課職員は席を外し、収納課職員と審査請求人で話をしたが、審査請求人は短期保険証の受け取りを拒否し帰られた。

短期保険証の交付は、国民健康保険税の納付促進を図るため、国民健康保険法に基づき有効期間を短縮した短期保険証を、滞納者との面談後に交付しているものである。収納課職員は、国民健康保険税を含む市税の徴収事務を担っており、言い換えると保険年金課と収納課で国民健康保険事業を担っているため、収納課職員から短期保険証を渡したことに問題はないと考える。

ア 国民健康保険課（正しくは保険年金課）による収納課員の代理行為

収納課の事務分掌は、西尾市行政組織規則（平成23年西尾市規則第26号）別表第1により「市税の徴収に関すること。」と定められている。ここで言う「市税」には国民健康保険税が含まれている。このことにより、国民健康保険事業を保険年金課と収納課で担っていることが明らかである。したがって収納課職員が短期保険証を被保険者に手渡す行為は、何ら問題が無いものである。

イ 市民税滞納での短期保険証不交付に対する処分

短期保険証については、国民健康保険税の納付の促進を図ることを目的に、国民健康保険法に基づき、有効期間を短縮した被保険者証を、国民健康保険税の滞納者との面談後に交付しているものである。■■■■氏と面談を行った収納課職員がこの短期保険証を交付しようとした際に、上記アなどを理由に受け取りを拒まれたものであるが、■■■■氏は「西尾市が短期保険証を不交付とした。」と主張されている。しかしながら、令和3年4月9日に■■■■氏が来庁され、■■■■課長、■■■■課長（令和2年度は■■■■課長補佐）、■■■■主査の3名と面談した際に、■■■■氏が「短期保険証を受け取っていない。」と言われ、西尾市側から短期保険証を渡そうとして短期保険証を見せると、「私は受け取っていない。そこには指紋が無いだろう。」とも言われた。西尾市側から、「それなら今からお渡しするのでお受け取りください。」と言ったが、結局、受け取られず帰宅された。以上のことから、西尾市が不交付としているのではなく、本人が受け取りを拒否していることは明らかである。以上のことから審査請求する対象とはならないものとする。

(2) 収納課の主張

2月12日に審査請求人が短期保険証更新のために来所したため、保険年金課窓口にて収納課職員が納税相談を行った。審査請求人は国民健康保険税以外の滞納があるため、市税全体の滞納明細書を提示して納税相談をしようとするが、審査請求人は「なぜ市県民税が含まれているのか、国民健康保険税とは関係ない。」と発言された。「市税全体で納税相談をさせてもらいたい。」と説明するが話にならない。上司を出すよう言われるが、担当者が対応させてもらう旨を説明。すると、国保担当を出すよう言われたため、保険年金課職員が同席。滞納解消に向けた話を求めるが、審査請求人から滞納解消の話がもらえないため、納税する意思がないのであれば財産調査し差押えすることになると告げると、「納税する意思がないとはなんだ。」と発言された。

収納課職員から短期保険証を渡そうとしたが、なぜ収納課職員が短期保険証を交付するのかと言われたため、保険年金課職員から渡し直し、保険年金課職員は退席した。

その後、滞納処分の説明をしたが、審査請求人は、短期保険証は保険年金課職員が交付するのが正しいのではないかと、短期保険証は受け取らないと言って帰られた。

審査請求人の主張では、収納課職員が、「市民税の滞納があり、まずその完済方法について話がしたい」「収納課職員は頑強に市民税の滞納解消の話から始めると意味不明」と話したとのことだが、市民税の滞納があるため、それも含めて納税相談させてもらいたいと説明している。

短期保険証を渡してくれないという審査請求人からの主張についても、保険年金課職員から短期保険証を渡しており、審査請求人が短期保険証を置いたまま自主的に退席したもので、短期保険証を渡さないという対応はしていない。

短期保険証の更新手続きの通知には、国民健康保険に関する内容しか記載されておらず、他の税に関する記載はないため、もう少し根気よく説明すべきだったとは考えている。他市の運用状況を既に調査しており、当市と運用が異なる部分があったことから、もう少しわかりやすい仕組みにすることを検討していきたい。

理 由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条では「行政庁の処分に不服がある者は、（中略）審査請求をすることができる。」と規定し、同法第1条第2項では「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申し立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」と規定している。このことから、審査請求の対象は「処分」である必要があると解される。
- 2 本件では、審査請求人の主張は、処分に対する審査請求ではなく、保険年金課において収納課職員が保険年金課職員の代理行為として行った短期保険証の交付に

係る行為について、不服を申し立てている。また処分庁の主張からは、短期保険証を不交付決定とする処分は確認できず、審査請求人に短期保険証を交付する意思を示していることが認められる。

- 3 以上を踏まえ、本件審査請求を検証すると、審査請求人の主張は行審法第1条第2項に規定する処分には該当しないことから、審査請求の対象とはならない。よって、本件審査請求は、対象となる処分が存在せず、不適法であるため、行審法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年5月7日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。